

牛久市公式 HP>環境・まちづくり>道路・河川・下水道>道路>道路関係申請書類様式から出力できます。

道路占用許可申請書作成要領

提出部数 2部

1. (新規・更新・変更) については、該当するものを○で囲み、更新及び変更の場合は、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記入すること。
2. 申請者が法人である場合には、「氏名」は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入し、担当者の氏名、所属、電話番号も記入すること。
3. 「占用の目的」の欄には、占用物件を設置する理由を具体的に記入すること。
4. 「占用の場所」の欄には、路線名は道路整備課に備え付けの道路台帳にある認定番号を記載し、場所については、地番（地先）まで記入すること。占用が二つ以上の地番（地先）にわたる場合は、起点と終点を記入すること。
5. 「占用の期間」については、申請年度を初年度の1年として取り扱い、3年後の3月31日として記載すること。その後、3年ごとに更新申請書を提出することになる。なお、占用料は毎年度となるので取り扱いに注意して下さい。
6. 「工事の期間」の欄には、工事の方法を記載したものについて、その工期を記載すること。
7. 「工事实施の方法」の欄には、掘削の場合は、『開削』・『シールド』、その他、『添架』・『足場』等を記入すること。又、更新の場合は未記入とすること。
8. 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
9. 変更の許可申請の場合には、変更前（当初）のものを下部に（ ）書きし、上部に変更後のものを記入（二段書）すること。

10. 添付書類として

①位置図 ②現況図 ③計画図 ④構造図 ⑤求積図

⑥公図写し ⑦交通規制図 ⑧現況写真

※上記で必要な書類又はその他必要と思われる書類

11. 許可書の発行は、申請書を提出した日から 2週間以内となります。

12. 工事が完了後、道路法24条道路工事完了届を工事完了の日から14日以内に提出すること。添付書類としては、工事施工の前・中・後の写真とする。また、工事中的写真は、施工内容が明確（品質 出来高等）にわかる物を用意すること。

※牛久警察署への道路工事実施協議書及び牛久消防署への通行制限通知書を必ず同時に提出して下さい。